

ホームページ開設及び情報発信に関する校内規定

美祢市立大田小学校

1 目的

美祢市立大田小学校(以後「本校」とする)の教育活動を紹介し、家庭・地域との連携を深める手段の一つとするとともに、情報を共有し、今後の教育活動に生かすために、ホームページの開設・管理、ホームページによる情報発信の基本的なあり方をこの校内規定は示す。

2 ホームページ公開にあたっての責任と運用管理

本校ホームページ公開については、学校長が責任を負う。ホームページ公開にあたる必要な運用管理係は、学校長が設置、任命する。

3 ホームページの利用形態

ホームページを開設し、本校の特色・教育活動・児童の活動等を広く一般に紹介する。

4 発信する情報の範囲と保護

ホームページで情報を発信するときは、児童・保護者・教職員の個人情報・肖像権・著作権等の諸権利を保護する。

(1) 個人情報・作品・意見等は、教育上必要と認められた場合、発信することができる。しかし、情報を発信するためには本人の承認を必要とする。尚、児童に関する情報の場合は、保護者の承認を必要とする(「ホームページへの個人情報掲載に関する同意書」にて確認する)。

(2) 発信情報に関して、本人・保護者・その他から訂正・取り消し等の指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置を取る。処置後、その処置内容を関係者に報告する。

(3) 発信禁止情報

- ① 法令、公序良俗に反するもの
- ② 営利行為に関するもの
- ③ 個人の名誉、プライバシーを損なうおそれのあるもの
- ④ その他、インターネットを利用する上でのルールとマナーに反するもの

5 ホームページ利用上のモラル

ホームページで情報を発信・受信する際は、著作権、知的所有権、個人情報の保護、他者への配慮等の情報モラルについて十分留意する。また、児童・保護者・教職員の情報モラルの育成は、本校の様々な活動を通して行う。

6 校内規約の確認

この校内規約は、施行後、新年度を迎える度に、職員会議で全教職員によって確認をする。

7 校内規約の改正

この校内規約は、本校教職員の発議・協議の後、学校長の承認により改正することができる。